

令和三年二月

令和三年二月文京区議会定例議会議案

文京区

目次

議案第五十七号	文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1頁
議案第五十八号	文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例	3頁
議案第五十九号	文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例	5頁
議案第六十号	文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	7頁
議案第六十一号	審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9頁
議案第六十二号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例	11頁
議案第六十三号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	13頁
議案第六十四号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	15頁
議案第六十五号	文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例	17頁
議案第六十六号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	21頁
議案第六十七号	和解及び損害賠償額の決定について	23頁
議案第六十八号	和解及び損害賠償額の決定について	25頁
議案第六十九号	和解及び損害賠償額の決定について	27頁

議案第五十七号

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区
条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「三、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（説 明）

行政委員会の委員等の費用弁償の額を改定するため、本案を提出いたします。

議案第五十八号

文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例

第一条 文京区長及び副区長給与条例（昭和二十二年六月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

第二条 文京区長及び副区長給与条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二十五」を「百分の三十」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十二・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

（説 明）

期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

議案第五十九号

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

第一条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和三十一年九月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の三十」を「百分の二十五」に改める。

第二条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二十五」を「百分の三十」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十二・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

（説 明）

期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

議案第六十号

文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十二月文京区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

第二条 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の十五」を「百分の二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十二・五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

（説 明）

期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。

議案第六十一号

審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和五十年三月文京区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三、〇〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（説 明）

審理等に出頭した者等の費用弁償の額を改定するため、本案を提出いたします。

議案第六十二号

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成澤 廣修

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

一 区長の事務部局の職員	一、五二七人
二 議会の事務部局の職員	一〇人
三 教育委員会の事務部局の職員	一九二人
四 教育委員会の所管に属する学校の職員	一五八人
五 選挙管理委員会の事務部局の職員	七人
六 監査委員の事務部局の職員	六人
合計	一、九〇〇人

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(説明)

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議案第六十三号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名

⑩」を「氏名

」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

宣誓書における押印を廃止するため、本案を提出いたします。

議案第六十四号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第十三条第一項中「一の年」を「一会計年度」に改め、同条第二項中「当該年」を「当該年度」に、「その年」を「その年度」に改め、「四十日を上限として」を削る。

第十五条第一項第一号中「出産支援休暇、育児参加休暇」を「出産協力休暇」に、「子の看護のための休暇」を「子の看護休暇」に改め、同項第二号中「出産支援休暇、育児参加休暇」を「出産協力休暇」に、「子の看護のための休暇」を「子の看護休暇」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

(説明)

職員の年次有給休暇の管理方法を変更するとともに、特別休暇の制度を改めるため、本案を提出いたします。

議案第六十五号

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成澤 廣修

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

文京区自転車駐車場条例（平成七年七月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
 別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

一 一時利用制自転車駐車場

名称	位置
礪川公園前自転車駐車場	東京都文京区春日一丁目十五番
後樂園駅前自転車駐車場	東京都文京区春日一丁目十五番先
後樂園自転車駐車場	東京都文京区春日一丁目十五番地下
春日自転車駐車場	東京都文京区春日一丁目十六番地下
千石東自転車駐車場	東京都文京区本駒込二丁目二十九番先
千石西自転車駐車場	東京都文京区千石一丁目二十七番先

千石南自転車駐車場	東京都文京区白山五丁目十七番
茗荷谷中央第一自転車駐車場	東京都文京区大塚一丁目四番十五号
茗荷谷中央第二自転車駐車場	東京都文京区大塚一丁目四番十五号
江戸川橋交番横自転車駐車場	東京都文京区関口一丁目二十三番
江戸川橋新目白通り自転車駐車場	東京都文京区関口一丁目二十三番先
護国寺駅西自転車駐車場	東京都文京区音羽二丁目十二番先
本郷三丁目自転車駐車場	東京都文京区本郷三丁目三十六番
東大前自転車駐車場	東京都文京区向丘二丁目二番先
一一 定期利用制自転車駐車場	
水道橋A自転車駐車場	東京都文京区後楽一丁目一番先
水道橋B自転車駐車場	東京都文京区本郷一丁目三番先
飯田橋自転車駐車場	東京都文京区後楽二丁目一番先
飯田橋臨時自転車駐車場	東京都文京区後楽一丁目十番先
シビックセンター幼児二人同乗用自転車駐車場	東京都文京区春日一丁目十六番二十一号
白山上自転車駐車場	東京都文京区白山五丁目三十四番

白山下自転車駐車場	東京都文京区白山五丁目一番先
白山京華自転車駐車場	東京都文京区白山五丁目一番先
千石南自転車駐車場	東京都文京区白山五丁目十七番
茗荷谷駅自転車駐車場	東京都文京区小日向四丁目六番十五号
茗荷谷A自転車駐車場	東京都文京区大塚三丁目一番先
茗荷谷B自転車駐車場	東京都文京区大塚三丁目三十番
江戸川橋A自転車駐車場	東京都文京区関口一丁目二十一番先
江戸川橋B自転車駐車場	東京都文京区関口一丁目二十番先
江戸川公園前自転車駐車場	東京都文京区関口二丁目二番
本郷三丁目駅自転車駐車場	東京都文京区本郷二丁目三十九番一号
本郷三丁目自転車駐車場	東京都文京区本郷三丁目三十六番
本郷三丁目臨時自転車駐車場	東京都文京区本郷二丁目四十番先
湯島自転車駐車場	東京都文京区湯島四丁目六番先
東大前自転車駐車場	東京都文京区向丘二丁目二番先
根津一丁目自転車駐車場	東京都文京区根津一丁目十七番
根津二丁目自転車駐車場	東京都文京区根津二丁目十二番先

本駒込A自転車駐車場	東京都文京区向丘二丁目三十七番先
本駒込B自転車駐車場	東京都文京区本駒込一丁目六番先

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の文京区自転車駐車場条例別表第一に規定する飯田橋臨時自転車駐車場の利用に係る利用登録の申請、承認等の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説 明)

飯田橋臨時自転車駐車場を新設するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十六号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「出産支援休暇、育児参加休暇」を「出産協力休暇」に、「子の看護のための休暇」を「子の看護休暇」に改め、同項第二号中「出産支援休暇、育児参加休暇」を「出産協力休暇」に、「子の看護のための休暇」を「子の看護休暇」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、文京区教育委員会規則で定める。

(説明)

幼稚園教育職員の特別休暇の制度を改めるため、本案を提出いたします。

議案第六十七号

和解及び損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 令和二年三月の新型コロナウイルス感染症対策のための区立小・中学校における臨時休業に

伴い、学校給食用食材の発注を取り消したことにより、相手方に損害を与えたため

二 和解の内容 違約金を文京区が支払う。

三 賠償金額 金二百七十五万七千七百七十一円

四 相手方 東京都文京区本駒込五丁目六十六番二号

公益財団法人東京都学校給食会

右記代表者 理事長 伊藤彰彦

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提

出
い
た
し
ま
す。
。

議案第六十八号

和解及び損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 令和二年三月の新型コロナウイルス感染症対策のための区立小・中学校における臨時休業に

伴い、学校給食用食材の発注を取り消したことにより、相手方に損害を与えたため

二 和解の内容 違約金を文京区が支払う。

三 賠償金額 金三百五十七万五千四百四十四円

四 相手方 千葉県八千代市大和田新田百三十番地

興真乳業株式会社千葉工場

右記代表者 工場長 武村啓司

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提

出
い
た
し
ま
す。
。

議案第六十九号

和解及び損害賠償額の決定について

右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

和解及び損害賠償額の決定について

文京区は、左記のとおり和解の上、損害を賠償する。

記

一 賠償の理由 令和二年三月の新型コロナウイルス感染症対策のための区立小・中学校における臨時休業に

伴い、学校給食用食材の発注を取り消したことにより、相手方に損害を与えたため

二 和解の内容 違約金を文京区が支払う。

三 賠償金額 金百五十九万六千百三十五円

四 相手方 東京都江東区塩浜二丁目十一番二十八号

有限会社丸幸水産

右記代表者 代表取締役 小堺洋市

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により、本案を提

出
い
た
し
ま
す。
。